

日本・トルコ経済連携に関する研究会 報告書

2013年7月

日本・トルコ経済連携に関する研究会

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中東アフリカ課

【免責事項】

.....

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。日本貿易振興機構では、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、日本貿易振興機構は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

.....

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORH@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

日本・トルコ経済連携に関する研究会 報告書

今般、ジェトロでは、標記研究会を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった
1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針

(<http://www.jetro.go.jp/privacy/>)に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

はじめに

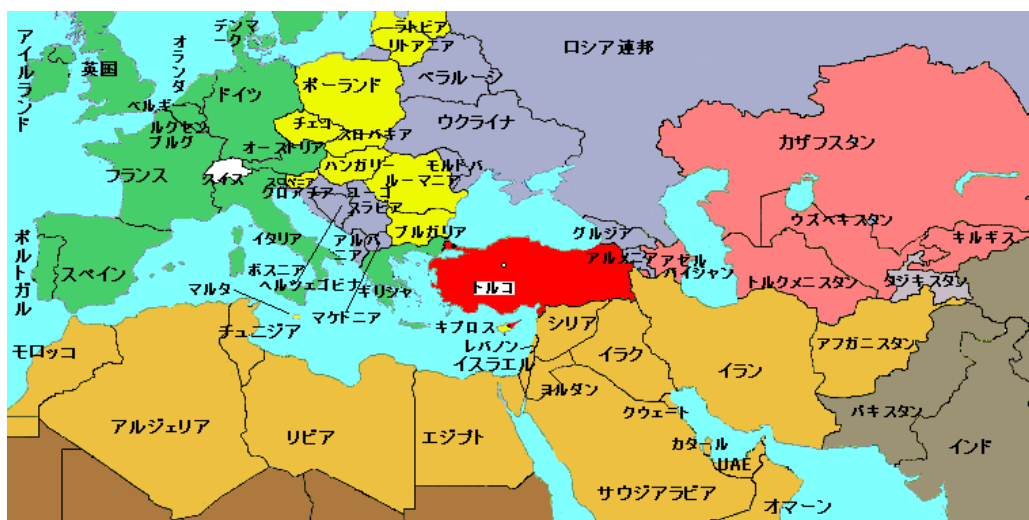
2012年7月、枝野経済産業大臣（当時）、玄葉外務大臣（同）、チャーラヤン・トルコ経済大臣との間で、日トルコ経済関係における協力枠組み設立に関する覚書の署名が行われ、その覚書により立ち上げられた日・トルコ貿易・投資閣僚会合の第一回会合が開催された。会合では、日トルコ EPA の共同研究（政府間共同研究）を2012年に立ち上げることにつき合意するとともに、トルコにおけるビジネス環境整備の観点から、通関手続きや税制等の問題への対応強化を、日本政府が要請した。

このような状況を踏まえジェトロでは、2012年8月に「日本・トルコ経済連携に関する研究会」を立ち上げ、学界・経済界の有識者を委員として3回にわたって研究会を開催し、そこでの検討結果等を報告書にとりまとめた。

2013年5月トルコを訪問した安倍首相は、エルドアン首相との首脳会談で、「両国間の貿易・投資を促進し、両国の経済関係を更に高いレベルに引き上げること、この関連で、日トルコ EPA 交渉の将来の妥結へのプロセスを加速することによって一致した」（外務省）とあり、日トルコ EPA への道が開かれることになった。

本報告書が、政府関係者や企業、団体などの皆様にとり、今後のトルコとのEPA やビジネス戦略等を検討する際の資料としてお役に立てば幸いである。

日本・トルコ経済連携に関する研究会
（事務局 日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課）



<目次>

日本・トルコ経済連携に関する研究会 委員リスト.....	1
第1章 日本にとってのトルコの重要性.....	3
第2章 トルコの政治・経済概況.....	5
第3章 トルコのビジネス環境整備及び日トルコ EPA に関するアンケート結果.....	13
第4章 EPA締結により見込まれる効果と影響.....	20
1. 自動車産業.....	20
2. 商社ビジネス.....	21
3. 繊維産業.....	22
4. 電子情報技術産業.....	23
第5章 EPA の主要項目分析.....	26
1. 市場アクセス（関税、原産地ルール）.....	26
2. 投資ルール・サービス貿易.....	27
3. 政府調達.....	27
4. 知的財産権.....	27
5. 税関・通関手続き、貿易円滑化.....	28
6. 基準認証.....	28
7. 人の移動.....	28
8. ビジネス環境整備.....	28
9. その他の項目.....	29
第6章 経済界やジェトロが日本トルコ経済関係強化に果たすべき役割.....	30
第7章 結論.....	31

(資料編)

日本の対トルコ輸出額上位 30 品目 (2012 年)

日本の対トルコ輸入額上位 30 品目 (2012 年)

投資コスト比較調査 (トルコ、ハンガリー、タイ)

日本・トルコ経済連携に関する研究会 委員リスト

委員長：

木村 福成氏 慶應義塾大学経済学部教授

委員：

奥住 直明氏 日本機械輸出組合
株式会社 東芝 産業政策渉外部 部長

鍵山 博哉氏 日本化学繊維協会
業務調査グループ 主任部員

木村 巖氏 一般社団法人 日本自動車工業会
トヨタ自動車株式会社 海外渉外部長

金原 主幸氏 一般社団法人 日本経済団体連合会
国際経済本部 本部長

庄司 健一氏 日本機械輸出組合
日揮株式会社
プロジェクト営業本部 欧州・CIS・イラク営業部
兼 経営戦略室 マネージャー

千原 通和氏 一般社団法人 電子情報技術産業協会
日本電気株式会社 政策調査部 担当部長

中富 道隆氏 独立行政法人経済産業研究所
コンサルティングフェロー

山岸 豊生氏 一般社団法人 日本貿易会 国際グループ長

長島 忠之 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)
理事

(委員名 五十音順)

オブザーバー：

福岡 秋文氏 外務省 中東アフリカ局 中東第一課

十時 憲司氏 経済産業省 通商政策局 中東アフリカ課長

齋藤 賢介氏 経済産業省 通商政策局 中東アフリカ課 課長補佐

寺西 規子氏 経済産業省 通商政策局 経済連携課 課長補佐

大坪 久展氏 経済産業省 通商政策局 経済連携課 課長補佐

ゲストスピーカー：

関 仁氏 トルコ共和国首相府 投資促進機関 日本代表

横山 賀一氏 三井物産株式会社
メディカル・ヘルスケア事業第一部
医療サービス事業室 室長

*所属、役職は、2013年4月時点。

事務局：

日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部 中東アフリカ課

【研究会の実施日】

第1回

2012年10月15日（月）

第2回

2013年1月24日（木）

第3回

2013年2月21日（木）

第1章 日本にとってのトルコの重要性

1. 人口の増加で消費市場が拡大、インフラ市場にも大きな需要

トルコの人口規模（7,490万人）は、EU加盟国と比較するとドイツ（8,190万人）に次いで2位、中東・北アフリカ諸国と比較するとエジプト（8,250万人）に次いで2位となっている。またGDPの約7割を占める個人消費支出が経済成長を牽引、1人当たりのGDPが10,000ドルを超え中間層が出現、平均年齢が30.1歳と若く、消費意欲の旺盛な若年層が、消費を牽引する魅力的な市場になっている。日本企業の進出は、自動車・同部品などの分野の企業が先行していたが、最近では、医療機器、医薬品、医療サービス、化粧品、食品など、分野が多岐に渡ってきているのが特徴だ。

消費市場のみならず、エネルギー分野を始めとしたインフラ分野の市場の拡大も見込まれており、世界が注目するトルコへの進出機会を逃すことなく、日本企業が同国市場でのビジネスを展開していくためには、日本とトルコの間での経済連携協定（EPA）が必要となる。

2. 積極的な自由貿易協定（FTA）等への取り組み

トルコ政府は経済の自由開放政策を掲げ、FTAや二国間投資協定（BIT）などの国際通商協定交渉に積極的に取り組み、経済発展を図る政策を取っている。トルコはEUとの間で関税同盟を1996年に発効しているが、関税同盟16条において、EUの通商政策とトルコの政策を調和するために、EUの特恵関税制度に段階的にあわせていかなければならないとされている。そのためEUがFTAを締結した国・地域、例えばEFTA、イスラエル、チュニジア、モロッコ、エジプト、チリ、韓国等の20以上の国・地域との間で、トルコもFTAを締結している。

同国は、日本を含む75カ国とBITを締結しており、経済分野における協力を幅広く展開している。我が国は、2013年4月よりEUとの間で経済連携協定（EPA）の交渉を開始したが、トルコとの間でもEPAが締結されれば、EUとトルコ、合わせて約6億人の大規模市場が開かれる状態となる。

EUのFTA政策が推進されている現状を踏まえると、トルコのFTAを含めた経済開放路線は引き続き推進されていくことが予想される。例えば、EUと米国、EUとASEANとの間でFTAが締結されれば、トルコも同様に両国・地域とFTAを締結し、世界的な経済連携の枠組みの中に入ることにもなる。

3. 周辺地域へのビジネス拡大の拠点としての可能性

トルコは、ヨーロッパ、アジア、中東・北アフリカ、中央アジアの結節点に位置する地理的な優位性がある。加えて2003年に就任したエルドアン首相が進めるゼロ・プレブ（全方位）外交を展開し、従来関係の深かったEU以外の地域・国との政治・経済関係の強化も、図ってきた。

こういったトルコの地理的優位性を捉え、コカ・コーラ、マイクロソフト、インテル、P&G、LG エレクトロニクス、ベネトンなどの世界的な企業が、トルコに、周辺地域へのハブ機能を設置している。日本企業は、EU やアジアでは、数多くのビジネス事例があるが、中東・北アフリカや中央アジアの新興国でのビジネス事例はそれ程多いとは言えない。トルコとの EPA 締結は、トルコの地理的優位性の活用や、トルコ企業との協業強化につながり、これらの新興国市場の獲得などにつながる可能性を秘めている。

第2章 トルコの政治・経済概況

1. トルコの政治：特徴と動向

トルコは、1923年の建国以来、政教分離を国是としており、宗教色を持つイスラム主義勢力による政局への関与が高まるたびに、軍はクーデターを起こし、世俗主義に引き戻すという構図をたどってきた。

2002年の総選挙でイスラム主義政党である公正発展党（AKP）が単独過半数を獲得し、政権与党の座についたことが、転機となった。政教分離の体制堅持を掲げる軍や司法府などは、AKP 主導のトルコのイスラム化を懸念し対立していたが、5年後に行なわれた2007年の総選挙でも AKP は圧勝した。その後エルドアン現首相は、軍を始めとした世俗派の反対を押さえ、ギュル氏を第11代大統領に就任させることに成功、軍を始めとした世俗派勢力の勢いは、次第に後退していった。2010年には、憲法改正の国民投票で賛成が過半数を獲得、2011年の総選挙でも AKP は勝利した。

外交面では、加盟交渉を行う EU との関係を軸足としつつ、イスラム教という共通の宗教を友好の軸として、中東・北アフリカや中央アジアなどのイスラム教国との関係強化を図っていることも特徴だ。また、NATO の加盟国として、カダフィ政権が崩壊したリビアや、内戦が続く隣国シリアに対し、関与の姿勢を示すなど、域内での政治的な存在感も高まりつつある。

2014年には、大統領選を迎える。AKP から大統領が選出されるのかが、注目されている。

2. トルコの経済：特徴と動向

（1）マクロ経済動向

トルコ経済は、2000年、2001年に史上最悪の経済危機に直面し、2001年の実質 GDP 成長率は5.7%のマイナス成長を記録した。IMF プログラム下で緊縮財政、構造改革を実施し、金融部門の強化を断行した結果、2002年から2006年は年平均7.0%の高成長を記録した。2007年以降は次第に減速し、2008年は世界的な金融危機（リーマンショック）の影響を受け、輸出が急落、消費も落ち込み、2009年は4.8%のマイナス成長を記録した。

2009年第4四半期以降、内需を牽引力に経済は順調に回復し、2010年は9.2%、2011年は8.5%の高成長を記録した。こうした加熱気味の経済をソフトランデ

イングさせる内需抑制策を政府が実施した。その結果、民間投資と消費が予想以上に落ち込み、これに主要輸出先である EU の経済低迷が加わり、前年同期比で 2011 年第 4 四半期以降、5.3% (11 年第 4 四半期)、3.3% (12 年第 1 四半期)、2.9% (第 2 四半期)、1.6% (第 3 四半期)、1.4% (第 4 四半期) と経済が低迷している。

経常収支をみると、2002 年に 6 億 2,600 万ドルの赤字に転じた後、2012 年まで 11 年連続で赤字が続いている。しかし 2012 年の経常収支の赤字は景気抑制策と輸出入のバランス改善を要因に前年比 36.7%減の 474 億 7,600 万ドルとなり、政府の中期経済計画での目標値 587 億ドルを大きく下回った。経常赤字最大の要因である貿易赤字が内需の冷え込みに伴い、減少したことによる。また、サービス収支も、7.5%増となった観光部門を中心に、21.8%増となり経常収支の赤字圧縮に寄与した。

表 1 トルコ実質 GDP 成長率

単位：%

	08 年	09 年	10 年	11 年	12 年	12 年 (前年同期比)			
						Q1	Q2	Q3	Q4
実質 GDP 成長率	0.7	△4.8	9.2	8.8	2.2	3.3	2.9	1.6	1.4
民間最終消費支出	△0.3	△2.3	6.7	7.7	△0.7	△0.4	△1.3	△0.4	△0.8
政府最終消費支出	1.7	7.8	2.0	4.7	5.7	5.5	4.4	5.5	7.1
総固定資本形成	△6.2	△19.0	30.5	18.0	△2.5	0.7	△2.7	△4.2	△3.8
財貨・サービスの輸出	2.7	△5.0	3.4	7.9	17.2	15.0	24.0	15.0	15.0
財貨・サービスの輸入	△4.1	△14.3	20.7	10.7	0.0	△5.1	0.4	2.0	3.2

出所：トルコ投資促進機構 (TUIK)

(2) 貿易動向

2012 年のトルコの輸出は 1,525 億 6,100 万ドル (2002 年比 4.3 倍)、輸入は 2,365 億 3,700 万ドル (同 4.6 倍) となっている。10 年の期間で、主要な輸出品目は、繊維・アパレルなどの軽工業品から自動車・部品に、輸入品目は、機械機器から石油・天然ガスなどの鉱物性燃料に移行した。鉱物性燃料、国内で調達できない中間財等の輸入の増加は貿易赤字の要因となっており、2012 年の貿易赤字は 840 億 5,600 万ドル (同 3.1 倍) で、2011 年に次ぐ過去 2 番目に大きい額となった。

2012 年の輸出を品目別にみると、イラン、アラブ首長国連邦 (UAE) 向けで急伸した貴金属類が前年比 4.4 倍に急増したほか、クロム鉱などの鉱物性燃料が

17.9%増と2ケタの伸びを記録した。その他、電気機器、機械機器、鉄鋼製品、プラスチック製品が前年比で増加した一方で、欧州債務危機の収まらないEU向けを主力（全体の7割以上）とする輸出品目である自動車・同部品は減少した。

国・地域別では、英国(6.7%増)を除くと、イタリア(18.8%減)、フランス(8.9%減)、ドイツ(5.9%減)、スペイン(5.0%減)といったEU主要国は軒並み減少し、EU全体で5.0%減となり、構成比は38.8%（2002年は50.2%）と過去10年で最少となった。一方で6月以降に金輸出が急増したイラン向けが前年同期で2.8倍、イラク向けが30.3%増と、EU圏向けの減速と対照的に中東・北アフリカ向けが好調となった。

表2 トルコの主要輸出品目

単位：100万ドル、%

	11年	12年		
	金額	金額	伸び率	構成比
貴金属類	3,739	16,328	336.7	10.7
自動車・同部品	15,803	15,151	-4.1	9.9
機械機器	11,561	12,015	3.9	7.9
鉄鋼	11,225	11,342	1.0	7.4
電機機器	8,874	9,380	5.7	6.1
ニット衣類	8,386	8,428	0.5	5.5
鉱物性燃料	6,539	7,707	17.9	5.1
鉄鋼製品	5,748	6,103	6.2	4.0
ニットを除く衣類	5,124	5,436	6.1	3.6
プラスチック製品	4,580	5,016	9.5	3.3
合計（その他含む）	134,907	152,561	13.1	100.0

出所：トルコ投資促進機構（TUIK）

表3 トルコの主要輸出先

単位：100万ドル、%

	11年	12年		
	金額	金額	伸び率	構成比
ドイツ	13,951	13,132	-5.9	8.6
イラク	8,310	10,830	30.3	7.1
イラン	3,590	9,923	176.4	6.5
英国	8,151	8,701	6.7	5.7
アラブ首長国連邦	3,707	8,177	120.6	5.4
ロシア	5,993	6,683	11.5	4.4
イタリア	7,851	6,376	-18.8	4.2
フランス	6,806	6,202	-8.9	4.1
米国	4,584	5,615	22.5	3.7
スペイン	3,918	3,721	-5.0	2.4
EU	62,347	59,241	-5.0	38.8
合計（その他含む）	134,907	152,561	13.1	100.0

出所：トルコ投資促進機構（TUIK）

2012年の輸入を品目別にみると、鉱物性燃料が11.1%増の601億1,400万ドルと史上最高額で、2002年からの10年間で6.5倍、構成比でも最大の25.4%を占めた。特に天然ガスの輸入増が著しかった（輸入元の約8割がロシアとイラン）。

国・地域別では、国内のエネルギー需要が衰えないことから、ロシアが11.1%増で首位、ロシア以外の主要国は軒並み減少し、米国が11.9%減、ドイツが6.9%減、フランスが6.9%減など、EUも全体で4.0%の減少だった。また、8月まで増加が続いていたイランは、イランに対する国際社会からの制裁の影響で、対イラン輸入の半分以上を占める原油の輸入が減少し、第4四半期に減少に転じた。トルコの原油輸入におけるイランの比率は、2011年の49%から2012年には39%まで縮小した。

表4 トルコの主要輸入品目

単位：100万ドル、%

	11年	12年		
	金額	金額	伸び率	構成比
鉱物性燃料	54,118	60,114	11.1	25.4
機械機器	27,111	26,315	-2.9	11.1
鉄鋼	20,424	19,641	-3.8	8.3
電機機器	16,835	16,280	-3.3	6.9
自動車・同部品	17,184	14,514	-15.5	6.1
プラスチック製品	12,579	12,505	-0.6	5.3
貴金属類	7,022	8,530	21.5	3.6
有機化学品	5,504	5,065	-8.0	2.1
精密機器	4,116	4,055	-1.5	1.7
医薬品	4,697	3,996	-14.9	1.7
合計（その他含む）	240,842	236,537	-1.8	100.0

出所：トルコ投資促進機構（TUIK）

表5 トルコの主要輸入先

単位：100万ドル、%

	11年	12年		
	金額	金額	伸び率	構成比
ロシア	23,953	26,620	11.1	11.3
ドイツ	22,986	21,400	-6.9	9.0
中国	21,693	21,295	-1.8	9.0
米国	16,034	14,131	-11.9	6.0
イタリア	13,450	13,344	-0.8	5.6
イラン	12,462	11,965	-4.0	5.1
フランス	9,230	8,590	-6.9	3.6
スペイン	6,196	6,023	-2.8	2.5
インド	6,499	5,844	-10.1	2.5
韓国	6,298	5,660	-10.1	2.4
EU	91,128	87,446	-4.0	37.0
合計（その他含む）	240,842	236,537	-1.8	100.0

出所：トルコ投資促進機構（TUIK）

（3）直接投資動向

中央銀行が発表している国際収支統計によると、トルコへの対内直接投資額（グロス、フロー）は、2006年に176億3,900万ドルと100億ドルを初めて超

え、2007年に191億3,700万ドルと過去最大の金額となった。2009年には、2008年に発生した世界的な金融危機の影響を受け62億3,800万ドルに減少、2011年に160億5,500万ドルと再び増加し、2012年は101億3,700万ドルに減少した。

2012年の対内直接投資額を業種別で見ると、食品・飲料・たばこが21億9,900万ドル、建設が14億5,600万ドル、金融・保険が14億3,600万ドルなどとなっている。地域別では、欧州（EU、EFTA、ロシア・CIS）が最大で77億9,600万ドル、国別で10億ドルを超えたのは、英国が20億400万ドル、オーストリアが14億9,100万ドル、ルクセンブルクが12億6,000万ドルだった。

対外直接投資額（グロス、フロー）は、2005年に10億6,500万ドルと、初めて10億ドルを超えた後、2011年まで10億ドル台から20億ドル台で推移し、2012年は43億3,400万ドルと過去最大の金額となった。

2012年の対外直接投資額を業種別で見ると、食品・飲料・タバコが22億7,900万ドルで最大だった。地域別では、欧州が最大で35億200万ドル、国別ではオランダが27億6,400万ドルで最大だった。周辺国では、アゼルバイジャンが、2003年以降、2億ドル台から4億ドル台の間で推移している。

表6 トルコの業種別対内・対外直接投資

単位：100万ドル

	対内直接投資		対外直接投資	
	11年	12年	11年	12年
農業	32	38	19	0
工業	7,965	5,530	944	3,265
鉱業	146	214	298	471
製造業	3,573	4,393	517	2,742
石炭・石油精製	1,255	178	21	0
食品・飲料・たばこ	648	2,199	57	2,279
電機機器・精密機器	442	163	14	33
化学品	348	519	40	40
基礎金属	292	192	40	16
繊維	148	375	32	77
電力, ガス, 水供給	4,244	923	125	52
サービス	8,058	4,569	1,579	1,069
金融・保険	5,882	1,436	590	377
運輸・倉庫	223	131	586	32
不動産	300	184	114	217
卸・小売り	709	219	21	44
建設	301	1,456	150	73
医療・社会事業	231	545	32	2
合計（その他含む）	16,055	10,137	2,542	4,334

出所：トルコ中央銀行

表7 トルコの国・地域別対内・対外直接投資

単位：100 万ドル

	対内直接投資			対外直接投資	
	11年	12年		11年	12年
欧州	12,549	7,796	欧州	1,879	3,502
英国	904	2,004	オランダ	526	2,764
オーストリア	2,418	1,491	ロシア	88	163
ルクセンブルク	555	1,260	クロアチア	47	103
オランダ	1,425	1,186	スイス	28	67
米州	1,484	490	ドイツ	90	61
米国	1,402	438	オーストリア	139	53
アジア	2,013	1,845	米州	54	176
マレーシア	15	461	米国	41	139
アゼルバイジャン	1,266	339	アジア	569	600
レバノン	45	315	アゼルバイジャン	297	373
クウェート	43	245	カザフスタン	78	56
合計（その他含む）	16,055	10,137	合計（その他含む）	2,542	4,334

出所：トルコ中央銀行

第3章 トルコのビジネス環境整備及び日トルコ EPAに関するアンケート結果

ジェットロでは、2012年8月～9月、日本企業と在トルコ日系企業に、トルコのビジネス環境や経済連携協定（EPA）等に対するアンケート（送付先は、以下注釈の通り）を実施し、63社・機関（本社23社、1機関、在トルコ日系企業39社）から回答を得た。主な要点として、以下の4点が挙げられる。

【要点】

- (1) トルコがビジネス上優位な点として、「市場としての将来性（55社）」
「地理的優位性（40社）」「政治的な安定性（23社）」「労働力・賃金水準（20社）」などが挙げられた。
- (2) 日本とトルコが EPA を締結した場合の期待される効果として、機械全般・鉄鋼・繊維・食品などの輸入関税（トルコ側）の撤廃・削減の他、「税関手続きの簡素化・透明化」「税制の透明性の確保」「査証手続きの遅延の解消」「規格・基準認証に関する課題の改善」などが挙げられた。
- (3) トルコが締結済み、締結予定の FTA/ EPA で自社のビジネスに不利になる可能性がある FTA/EPA として、韓国とトルコが締結した FTA と回答した社数が 33 社だった。理由として、「韓国からトルコへの乗用車、電機、産業機械等の輸出が増加する」などが挙げられた。
- (4) トルコのビジネス環境の改善を求める主な声として、「国際物流（32社）」、「国内税制（27社）」、「査証支給（26社）」、「社会保障制度（25社）」「行政手続き（24社）」、「規格・基準認証（21社）」、「現地人の雇用義務（21社）」などが挙げられた。

*注釈：アンケート送付先

日本企業（23社）、日本繊維産業連盟、在トルコ日系企業（39社）、

【アンケート回答企業業種別内訳】

			(社)
	本社	在トルコ	合計
輸送用機器	9	5	14
電気機器	5	2	7
その他	3	3	6
機械	0	3	3
その他製品	0	4	4
医療・福祉	0	3	3
建設	2	1	3
卸売業	1	1	2
食料品	1	1	2
化学	0	2	2
ゴム製品	0	2	2
鉄鋼	0	1	1
精密機器	0	1	1
海運	1	1	2
倉庫・運輸	0	2	2
情報・通信	1	1	2
銀行	0	2	2
保険	0	2	2
繊維製品	1	0	1
金属製品	0	1	1
水道	0	0	0
熱供給	0	0	0
不動産	0	1	1
回答総数	24	39	63

【アンケート調査結果詳細（全項目複数回答）】

1. トルコでの事業について

(1) トルコで展開している事業分野 n=61 社

	本社	在トルコ	合計
自動車・自動車部品	9	10	19
一般機械・産業用機械	5	8	13
インフラ	6	4	10
食品・農産品	1	6	7
化学	1	5	6
衣料・繊維	2	3	5
運輸	1	3	4
銀行・保険	0	4	4
通信	1	1	2
その他	10	16	26

(2) トルコで展開しているビジネス形態 n=57 社

	本社	在トルコ	合計
一般商品の輸出入等の直接貿易	14	13	27
合弁会社経営や子会社所有等の直接投資	7	17	24
貿易代行等の間接貿易	0	7	7
業務提携や証券・不動産投資等の間接投資	0	1	1
その他	9	11	20

(3) 今後、関心のある事業分野 n=54 社

	本社	在トルコ	合計
自動車・自動車部品	7	13	20
インフラ	8	12	20
一般機械・産業用機械	6	12	18
食品・農産品	4	6	10
衣料・繊維	2	4	6
運輸	1	4	5
化学	2	3	5
銀行・保険	1	3	4
通信	2	1	3
その他	5	13	18

(4) 今後、関心のあるビジネス形態 n=56 社

	本社	在トルコ	合計
合弁会社経営や子会社所有等の直接投資	9	18	27
一般商品の輸出入等の直接貿易	14	12	26
業務提携や証券・不動産投資等の間接投資	3	2	5
貿易代行等の間接貿易	0	3	3
その他	7	6	13

(5) 輸入ビジネスを行っている場合の輸入元 n=52 社

	本社	在トルコ	合計
日本	15	27	42
EU	11	21	32
タイ	10	13	23
中国	7	13	20
その他	6	11	17
インドネシア	4	8	12
マレーシア	3	4	7
輸入ビジネスは行っていない	4	1	5

(6) 輸出ビジネスを行っている場合の輸出先 n=52 社

	本社	在トルコ	合計
EU	3	15	18
中東・北アフリカ	2	10	12
日本	2	9	11
中央アジア	0	8	8
ロシア	1	6	7
その他	1	4	5
アフリカ(サブサハラ)	1	3	4
輸出ビジネスは行っていない	15	12	27

(7) 競合相手 n=58 社

	本社	在トルコ	合計
欧州系	17	30	47
日系	19	19	38
韓国系	17	16	33
中国系	13	17	30
その他	6	10	16
中東系	1	4	5

(8) 他国と比較して、トルコがビジネス上優位な点 n=60 社

	本社	在トルコ	合計
市場としての将来性	23	32	55
地理的優位性	12	28	40
政治的な安定性	8	15	23
労働力・賃金水準	6	14	20
政府支援の充実	1	3	4
法制度と運用の透明性・安全性	0	3	3
その他	3	4	7

2. 日本・トルコ経済連携協定 (EPA) について

(1) 期待する効果

① 関税の撤廃・削減が望まれる、具体的な品目

<日本からトルコへの輸出>

機械類 (IT 機器、鉱山機械、産業機械、放送カメラ、監視カメラ、業務用エアコン、医療機器、自動車、二輪車、船外機、空調機器)、鉄鋼、自動車部品 (タイヤ含む) ステンレス、繊維関連製品、食品・農産品、圧縮機スペアパーツ、化学品材料、薬品、家具及び部品、フィルム、テープ、ファスナー、楽器 (ピアノ、電子楽器、管楽器含む) など

<日本のトルコからの輸入>

繊維関連（衣料品含む）製品、食料・食品、自動車・自動車関連部品、プラスチック関連製品、ゴム関連製品、湿度計、強度試験機

② 関税以外の分野での要望 n=40 社

	本社	在トルコ	合計
税関手続き	14	24	38
税制	14	16	30
人の移動	9	14	23
規格・基準認証	7	13	20
原産地規則	5	9	14
投資・サービス貿易	3	8	11
政府調達	3	2	5
知的財産	1	4	5
紛争解決	2	3	5
電子商取引	1	3	4
競争	1	1	2
その他	3	1	4

(2) トルコが締結済み、締結予定の FTA/EPA について

① ビジネス上不利になっている、今後不利になる可能性のある FTA/EPA
n=35 社

	本社	在トルコ	合計
韓国	17	16	33
ASEAN	2	5	7
EFTA	4	2	6
GCC	0	2	2
その他	1	1	2

② 輸入・輸出ビジネスに利用している、または今後利用する FTA/EPA
n=28 社

	本社	在トルコ	合計
ASEAN	7	7	14
韓国	5	9	14
GCC	4	5	9
EFTA	3	1	4
その他	2	0	2

3. 取引やビジネス上の課題について

(1) 法令・制度 n=43 社

	本社	在トルコ	合計
国内税制	13	14	27
行政手続き	4	20	24
規格・基準認証	6	15	21
会社法	1	9	10
投資制度	1	8	9
知的財産権	2	7	9
サービス取引	0	3	3

(2) ロジスティクス n=40 社

	本社	在トルコ	合計
国際物流	9	23	32
国内物流	2	10	12
港湾設備	4	6	10
通関手続き	0	10	10
貿易手続き電子化	0	7	7

(3) 金融 n=20 社

	本社	在トルコ	合計
為替管理	2	10	12
資金調達	5	5	10
送金規制	1	7	8
資金管理・運用	0	5	5
外資規制	0	4	4
保険	0	3	3

(4) 人事・労務 n=39 社

	本社	在トルコ	合計
駐在員の滞在・就労許可(査証支給)	7	19	26
社会保障制度	6	19	25
現地人の雇用義務	6	15	21
身障者・前科者雇用義務	0	0	0

(5) 政府調達 n=17 社

	本社	在トルコ	合計
入札手続き	4	6	10
入札方式(値引きオークション方式等)	0	9	9
代金支払い	1	5	6
契約履行・変更	2	4	6
現地調達義務	2	4	6
契約手続き	0	5	5

(6) その他 (自由コメント)

- ・韓国・トルコ FTA が締結されたように、日本とトルコの間でも、Win-Win な EPA の早期締結をお願いしたい。
- ・日本製品の価格競争力向上のため、早期に日本・トルコ EPA 締結してもらいたい。
- ・インフラビジネス等におけるコンセッション時の政府保証を認めてもらいたい。

第4章 EPA締結により見込まれる効果と影響

本章は、日本・トルコ経済連携に関する研究会に於いてトルコでビジネスを行っている主要産業（自動車、商社、繊維、電子情報技術）の委員の方々に、トルコビジネスの現状と事業実施上直面している課題、改善要望について報告頂いたものを取りまとめたものである。さらに、トルコの対内投資、特にサービス関連の投資が拡大している現状に鑑み、トルコの投資促進政策およびトルコの持つ地域拠点機能を活用した新しいビジネス例としてメディカルツーリズムの現状を紹介する。

1. 自動車産業

トルコの自動車市場は、堅調な経済成長に伴い、生産・販売共に拡大する見込み。2011年の総生産台数は119万台、このうち約7割が輸出された。総生産台数の3/4をルノー、フィアット、フォードが占め、主要輸出先はEU圏となっている。トルコでの自動車製造は、ボデー部品など大物の部品はトルコ国内で調達し、電子部品などハイテク部品は欧州などから輸入して、加工・組み立てを行い、完成車として輸出する加工貿易拠点と位置づけられる。これを可能にしているのは、トルコがEUとは関税同盟を、中近東、北アフリカ諸国とはFTAを締結していることがある。

国内新車市場は87万台、うち乗用車が約7割。特別消費税が排気量に応じて定められており、最も税率が低い1600cc以下の車が、市場の約9割を占める。また、輸入車が全体の6割を占め、うち9割はEUからの輸入。韓国を含めるとFTA締結国からの輸入が95%超に達する。フィアット、フォード、ルノーが市場の約半数を占め、日本ブランド車のシェアは1割弱に留まる。

事業環境上の課題としては、以下の点が挙げられる。

・ EPAの締結：完成車および部品の輸入に際しては、EUや韓国は関税同盟やFTAを通じ、無税でトルコに輸入可能となるため、日本からの輸入はコスト面で不利になる。よって、EPAの締結を通じ、競合他社と同等の市場環境の構築を要望する。（但し、トルコ生産の車を米国等に輸出する際には、IPR（輸出免税措置）が適用され、日本からトルコに輸出された部品への課税は免税となる）

・ 社会保障協定の締結：同協定が締結されていないため現在はトルコの公的年金と自国のものと二重払いしている。この是正のため社会保障協定早期締結を要望する。

・モデルイヤー制度の適正化：モデルイヤーの認定において、従来輸入車については2カ月以上、国内生産車については1カ月認められていた物流、通関等に要するリードタイムが、2013年からなくなってしまった。通常物流、通関などに2～6週間かかるのでリードタイムを考慮した設定を要望する。

・規制制度の適用範囲の明文化：消費者保護法の観点からトルコ語表記（注意書き等）の義務が課されているが、適用範囲が不明確であるという問題点がある。適用範囲を具体的に明文化することを要望する。

・ユーザンス付の決済に対する3%課税の撤廃：RUSF（Resource Utilisation Support Fund）制度により、通関時に輸入申告額の3%が課税されるため、同制度の撤廃を要望する。

2. 商社ビジネス

商社は、トルコを中東ないしはヨーロッパという地域統括のくくりでみており、経済発展著しいトルコ国内のマーケットは、もちろんのこと、周辺国、特に、ロシア、CIS 諸国および中東諸国への進出拠点と捉えて進出している。日本からの主要輸出品は、完成車・自動車部品および自動車用鋼板、鋼管等の鉄鋼、電力建設機械等の機械プラントなどである。日本への主要輸入品は、食料品（トマト、ヨーグルト、地中海マグロ、ごま等）で、他の中東諸国と異なり資源、エネルギーはほとんどない。EU 関税同盟に加盟していることより、EU 域内との自動車、自動車部品および化学品等の輸出入も主な取り扱いの品目になっている。

プロジェクト案件としては、石炭火力発電所、水事業、医療機器、病院、物流センター、それからボスポラス海峡の横断鉄道、自動車リース事業などを手がけている。

現在商社は、イラク向けの発電所に対して、①トルコのメーカーと共同して機材を納入する、②ロシア、ウクライナ、タイに対して、鶏肉、それから食料に関する M&A を、トルコの食料メーカーとともに実施する、③トルコのゼネコンと連携し、第 3 国で事業を実施および計画している。これは、トルコを国内のみならず、その地政学的な観点から対ロシア CIS、対中東など第 3 国への進出拠点としての重要なパートナー国と捉えていることの証左である。

EPA 締結に関するメリットとしては、関税メリットと投資環境の改善の 2 つが

考えられる。関税メリットとしては、特に対韓国製品に対する関税劣後の改善メリットが大きい。自動車販売およびその関連材料（特に鉄鋼）や部品、プラント関連 EPC（機械調達および建設、調達）に関しては、関税の劣後改善メリットが大きいと思われる。一方で、食料、食品、化学品等については、直接韓国製品と競合していない。投資環境の改善についての期待は特に大きい。

商社のトルコ担当者が共通して指摘する事業環境上の課題は、以下のようなものである。

- ・労働ビザ発給認可の緩和：主管者以外の駐在員に適用される、外国人 1 名に対し、トルコ人 5 名を雇わなければいけないルール¹の撤廃。
- ・税関手続きの簡素化：税関毎（場所・担当者）に要求される内容が異なり、通関が滞るケースが多々ある。
- ・規格・基準認証の調整：トルコ規格院（TSE）による強制規格と JIS 規格などの相互承認。
- ・税制の透明性の確保：
- ・その他：非関税障壁の撤廃、知財の保護強化、社会保障協定の締結を要望する商社もある。

3. 繊維産業

繊維産業はトルコ経済における最重要産業のひとつで、2011年でGDPの6.3%、製造業の14.4%、製造業労働者の25.5%、輸出額の19%、輸入の5%を占める。近年、繊維業界は中国等アジア諸国との競合を避け、高付加価値化、差別化、ブランド化を進めており、EUとの関税同盟、広範なFTAネットワークを生かし欧州のファストファッションの重要な拠点としての地位固めつつある。

トルコ繊維産業の特徴は、川上（綿花栽培、化繊生産、紡績）、川中（織布、染色）、川下（縫製）まで各段階の産業チェーンが整備されていることが挙げられる。また、高品質な綿花生産国（エーゲ海綿などの超長綿やオーガニックコットン）であることを生かし、綿セクターでの高い競争力を持つ。反面化繊セクターでは、川上の化繊産業を除き、国際競争力の面で弱い面がある。

日本との関係では、輸出品は特殊品が、輸入品は衣類、カーペットが中心で、比較的相互補完的な関係にある。しかし、規模は輸出入共に日本の繊維貿易全体の0.3%位と小さく関係は希薄である。

事業環境上の課題としては、繊維産業に対する過大な保護措置の是正が挙げ

られる。追加輸入関税制度（対象：繊維製品、衣料品）の導入で輸入関税率が、繊維品で20%、衣類で30%付加され上昇、その他AD税、SG等の貿易救済措置の発動も多い。FTAが発効している国に対しては、追加輸入関税が免除されるため、日・トルコEPAによりこの点が改善されることを望む。

4. 電子情報技術産業

トルコは特に成長の著しい主要ターゲット市場ということで拠点を置いて活動している。主要輸出品は、ビデオカメラ、デジタルカメラ、携帯電話基地局、ノートPC、医療用超音波診断装置、接続部品等で、輸出のピークは基地局の輸出が伸びた2004年～2006年で340億円であった。それ以降は減少傾向にある。

事業環境上の課題としては、以下の点が挙げられる。

・不透明な通関手続き：新製品の輸入に際しては、初回の通関に約1か月の時間を要する。また、通関担当者の裁量が大きく恣意的な判断や個人的理由により、通関が遅滞することが度々ある。イスタンブールで通関が止まるたびに、中央政府（アンカラ）との個別交渉が必要となり、ビジネスに多大な支障をきたしている。また、このような不透明な通関により、内国税・関税の税率が高いこととあいまって、並行輸入品の増大も招いている。

・突然の制度変更：事前の通達なく突然『今後のトルコ規格院（TSE）審査はオンライン受付とする』と発表があり、審査申請に混乱をきたしたことがあった。法令・手続き改正の場合は、施行適用の前に準備期間を設けて欲しい。

・通関に要する時間が長い：トルコ規格院の審査官の慢性的な人員不足により審査に時間がかかり、通関が遅れるケースが多い。迅速な通関処理が望まれる。

・知的財産権関連の問題点：

- ① 模倣品の横行：PCアクセサリ類、バッテリーなどの模倣品が横行している。模倣品取締りの執行強化を要望する。
- ② 法整備は進んでいるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質（担当者によるバラツキ、レベルの差）が課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる場合があるので、担当者の資質の向上が望まれる。
- ③ 権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。
- ④ 著作物の複製に関わる製品の輸入に対し、著作権法により賦課金（注：本賦

課金は、いわゆる私的複製補償金とは異なる) が課されているが、合理的な賦課と考えられない。また、規定に曖昧な点があり、対象製品か否かの具体的な判断が困難である。

・規格・基準認証上の問題：トルコへの商品輸入に関し特別なラベル表示¹が求められ、全ヨーロッパ向けに同一規格で生産・輸出プロセスを行っている中で、追加のプロセスが必要となってしまう、トルコ向け商品レンジ拡大の妨げになりつつある。

・煩雑な駐在員の滞在・就労許可取得：日本人を含む、外国人駐在員のビザ更新手続きには、家族同伴の上、煩雑な手続・手間や時間がかかる。さらに、一年ごとにビザの更新をしなければならない。更新期限を数年に延長することを要望する。

・トルコ就労許可に関連する問題：発給要件にあるトルコ人雇用義務（外国人1人あたり最低5人のトルコ人の雇用）が、人件費負担の増加と柔軟な人的資源の配置を困難にする。

・トルコ社会保険規則：トルコへの派遣期間が3か月を超える外国人労働者を対象にトルコの社会保障制度への加入が義務付けられている。日本からの駐在員に社会保障の二重負担が生じている。日・トルコ社会保障協定の早期締結を希望。

・高率な国内税（チューナー税、奢侈税）：チューナー税（チューナーがついている製品への課税：16%）、奢侈税（テレビ：6.7%、カーオーディオ・携帯音楽プレーヤー20%）が高率であり、製品の普及拡大を阻み、また不正な販売の温床になっている。

・為替管理：在トルコ企業はトルコの国内銀行（トルコ資本）以外との為替先物予約契約ができない。

¹ トルコの消費者保護のため、各メーカーと輸入者による品質保証責任をより明確にする為、電気製品の輸入時点で全商品に生産者・輸入者の社名・住所・連絡先をトルコ語で表示することが求められている。さらに、上記ラベル表示で、委託元として品質保証責任をとることを明確にしているにもかかわらず、さらにODM先の社名・住所等を明記するよう求められており、社名開示できない場合は輸入が不可能になってしまう。

参考：拡大するトルコの対内サービス産業向け投資

トルコはリーマンショック後も順調に、外国からの投資を受け入れており、近年サービス産業向けの投資の拡大が目立つ。日本からは現地法人設立、支店、駐在員事務所開設など2010年から2012年に40件以上の実績がある。

トルコ政府は投資促進のためトルコ投資促進機関を設置し、投資インセンティブの広報、インフラプロジェクト案件のサポートの強化に努めている。

トルコにおけるサービス分野での投資には、病院関連事業がある。三井物産はアジア最大手病院グループ持ち株会社を経由して、トルコ最大で高度先進医療を提供している民間病院グループ、アジバテム社の株式60%を取得。同社はトルコで15病院、8クリニックを運営する。2004年に混合医療を開始してから成長が著しく、トルコはシリア、リビアなど飛行機で4時間圏内に位置し、市場が大きく成長性が高い中東近隣諸国を後背地とするメディカルツーリズムの拠点という位置づけである。

第5章 EPAの主要項目分析

トルコとのEPAを通じて、トルコとのビジネスにおいて他国企業との対等あるいはより好ましい競争条件の確保が必要である。特に2013年5月に発効（枠組み協定、物品貿易協定）した韓国・トルコFTAをベンチマークし、物品のみならずサービス、投資、政府調達、ビジネス環境整備などの分野も一括して交渉を行うなど、同FTAを上回る包括的なEPAの交渉を早期に開始すべきである。その際、各交渉分野について以下のような点に留意する必要がある。

1. 市場アクセス（関税、原産地ルール）

鉱工業製品について、出来るだけ高いレベルの自由化を目指すべきである。トルコはEUと関税同盟を形成しているが、域外国との特惠関税の設定については一定の自由度がある（下表参照）。この点を踏まえれば、近々交渉が開始される予定の日EU・EPAと同時並行的、あるいはこれに先行して関税撤廃交渉を行うべきである。

【トルコ・EU関税同盟と特惠関税の関係について】

- トルコが1996年にEUと締結した関税同盟に関する協定²は、対外共通関税の設定（第13条）や域外国との特惠関税制度の調和（第16条）を求めているが、関税同盟からは鉄鋼、石炭、農産品は除外されており、これらの品目については自由に交渉が可能となる見込み。
- 鉱工業品についても、韓国・トルコFTAと韓国EU・FTAの譲許内容を比較すると、ステージングに差異が見られる。
- 一般特惠関税（GSP）をみると、たとえばタイからの自動車の輸入について、EUの税率は6.5%であるのに対し、トルコの税率は10%（一般税率と同等）。

原産地の判定基準（付加価値基準、関税分類変更基準）については、自由度の高い選択型が望まれる。また原産地証明書の発給制度について、韓国EU・FTAが認定輸出者による自己証明であるのに対し、韓国・トルコFTAでは輸出者による自己証明制度を導入している。わが国は第三者証明制度に加えて、近年のEPAでは認定輸出者による自己証明制度を併用している実績を有する。こうした状況を踏まえつつ、トルコ側の要望や、原産地の真正性確保ができるかどうかという点を慎重に把握した上で交渉を進めるべきである。

² DECISION No 1/95 OF THE EC-TURKEY ASSOCIATION COUNCIL of 22 December 1995 on implementing the final phase of the Customs Union (96/142/EC)

2. 投資ルール・サービス貿易

サービス・投資の交渉は物品貿易の交渉と一括して行い、包括的なEPA交渉を検討すべきである。

サービス貿易についてトルコは、これまで締結したFTAの交渉項目に盛り込んだ実績はなく、WTO協定の一部である「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」ではポジティブリスト方式となっているが、わが国としてはネガティブ・リスト方式で、WTO上の約束を越える自由化を目指して交渉することが望ましい。

投資については、出来るだけ高いレベルの規律の実現に努めることとし、日本・トルコ投資協定を上回るものを目指す。

なお、韓国・トルコFTAでは、サービス・投資の交渉は、枠組協定・物品貿易協定の発効後1年以内の妥結を目指すとされており、関税削減・撤廃を含むモノの自由を先行させ、続いてサービス・投資の自由化交渉をすすめるという2トラックのアプローチをとっている。

3. 政府調達

トルコはWTO政府調達協定(GPA)のオブザーバー参加国にとどまっており、これまでの締結したFTAにおいても、政府調達については触れていない。またトルコはEUとの加盟交渉においても、政府調達分野は、最終段階での交渉を予定している。

かかる状況下、ジェトロが実施したアンケート調査や本研究会では、政府調達に関する改善要望で、『入札制度の透明化』が挙げられている。日本トルコEPAでは政府調達を交渉項目として取り上げることが必要である。トルコ側がこれに同意しない場合でも、日本企業のトルコにおける政府調達への参入の円滑化を図るよう、ビジネス環境整備委員会などの場を通じて、トルコ側に求めていく必要がある。

4. 知的財産権

日本企業が知財の問題に直面している現実に対応し、TRIPSを越えた規律の実現に努めることが必要である。この点で、日本・スイスEPAや交渉が終結したACTAが参考になる。また規律強化のみならず、その運用について当局同士の情報交換を促進し、必要に応じてトルコに技術的支援を行うことが必要である。制度改善実施面では、ビジネス環境整備委員会などの場を通じて協力体制を構築す

る必要がある。

5. 税関・通関手続き、貿易円滑化

通関の遅延や見解の相違などによるトラブルなどを防ぐため、当局同士の適切な情報交換を進めることや、ビジネス環境整備委員会などの場を通じて、対策について検討しあう仕組みを構築する。

6. 基準認証

WTOに則った運用を確保する。日本にとって排他的な規格が存在しないかの再確認の必要がある。

7. 人の移動

ビザ取得の迅速性、透明性を確保すべきである。短期商用訪問者、企業内転勤者、専門家、投資家等の入国及び一時的な滞在等の許可について定めるとともに、それに関連し必要な要件や手続の透明性の確保及び簡素化・迅速化を規定すべきである。

また、2011年3月2日、トルコの社会保険規則が改正され、トルコへの派遣期間が3カ月を超える外国人労働者を対象に、トルコの社会保障制度への加入が義務付けられた。これにより、トルコに進出したわが国企業の駐在員に社会保険料の二重負担が生じている。すでにトルコと社会保障協定を締結済みの国の企業と比較してわが国企業が競争上不利となっており、日・トルコ社会保障協定の早期締結が必要である。

8. ビジネス環境整備

日本が締結したEPAにおいては、相互の貿易や直接投資の発展・促進に資する取組として、ビジネス環境を一層整備するための規定を設け、「ビジネス環境整備委員会」を設置してきた。日本トルコEPAでも協定に同委員会の設置を盛り込むことが重要で、同委員会を通じて産業界が直接労務、税務等における改善や、各種制度の適正化や明確化などを、トルコ側関係当局に求めていくことが可能となる。

なお、すでに日本トルコ間では、「日トルコ貿易投資閣僚会合」の高級事務レベル会合である経済・貿易委員会（ETREC）を開催し、ビジネス環境整備の協議を開始しているが、要すれば「ビジネス環境整備委員会」と同委員会との関係を調整ありたい。

9. その他の項目

電子商取引については、WTOの場で議論が停滞している状況から、国際的ルール作りの進展のため、日本・スイスEPAの電子商取引章を参考に、トルコと日本の間でもその導入を検討すべきである。

環境・労働については、過去に日本が締結したEPAにおいて「章」を設けた実績がないため、他国のFTAの例を参考にしながら、日本・トルコEPAにおいて如何なる要素を盛り込むのか議論を行う。

競争については、無差別待遇、手続きの公正な実施及び透明性といった競争政策の基本原則に基づいて反競争的行為への適切な措置をとること及び両国の協力を促進するとの内容を盛り込むことを検討する。

第6章 経済界やジェトロが日本トルコ経済関係強化に果たすべき役割

日本・トルコEPAは、貿易の自由化にとどまらず、両国間の経済関係強化を目的とした幅広い内容が含まれることが望まれる。中でも両国のビジネス環境改善に向けた方策を政府や民間の代表が参加して協議する「ビジネス環境整備委員会」のメカニズムは重要である。日本・トルコ両国経済界の間で最も重要な枠組みは「日本トルコ合同経済委員会」であり、両国経済界の要人が合同会議を開催している。同委員会を取りまとめた意見や提案を「ビジネス環境整備委員会」で議論し、必要に応じて改善を訴え、双方間の貿易投資を促進することが求められる。

ジェトロは、日本経済団体連合会、日本貿易会、日本自動車工業会、日本機械輸出組合、日本繊維産業連盟、電子情報技術産業協会などの経済関係団体に加え、トルコに進出している日本企業で組織している「イスタンブール日本人会商工部会」と連携し、「ビジネス環境整備委員会」に協力し、トルコ政府当局と日本企業の間を結ぶパイプ役となり、日本企業がトルコでビジネスを行う上で直面する課題の解決に向け、支援して行くことが望ましい。

第7章 結論

本研究会では、我が国産業界のトルコの位置づけの他、日本・トルコEPAについてメリット・デメリット等について検討してきた。トルコは中東において安定的な経済成長を遂げるのみならず、魅力的な市場、豊富な人的資源を有し、我が国の貿易投資の重要なパートナーとしての潜在性を有している。こうした観点から、日本・トルコEPAが両国間の互恵的な（Win-Win）ビジネスの推進に寄与することが期待される。

近年、同国における我が国企業のビジネス活動が活発化する中で、自動車・電機等の日本製品は他国との熾烈な競争にさらされている。日本・トルコEPAは、トルコとFTAを締結した韓国等他の競合国と対等な競争環境を確保し、自動車にかかる10%、テレビにかかる14%などに代表される高い関税率等による競争条件劣後から生じる我が国企業のダメージを回避する重要な協定となる。

さらに、市場アクセスだけでなく、投資ルールやサービス貿易、基準認証、知的財産、ビジネス環境整備等を盛り込んだ包括的なEPAの実現により、わが国企業にとって安定的な事業環境の基盤整備の確立が図れるようになるとともに、両国の間においてより一層緊密、かつ多層的な経済関係の構築が期待できる。

結論としては、日本・トルコ二国間のEPAが、両国間の緊密な関係を幅広い経済分野において一層発展させることに貢献するとの立場から、この報告書を参考に、両国政府がEPA交渉をできるだけ早期に開始・実現することを提言する。

以上

日本の対トルコ輸出額上位30品目(2012年)

(単位:100万ドル)

順位	HSコード	品名	輸出額
		合計(その他含む)	2,413.91
1	842952129	メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー(上部構造が360度回転するもの)	221.91
2	722530499	合金鋼のフラットロール製品	134.17
3	870323919	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下の乗用自動車その他の自動車	68.95
4	844720100	平型編機	67.16
5	870331900	シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下の乗用自動車その他の自動車(中古除く)	62.75
6	870829000	自動車の部分品及び付属品	61.31
7	870840000	ギヤボックス及びその部分品	50.41
8	390690100	アクリル重合体(一次製品に限る。ポリ以外)	49.83
9	890190100	新造の貨物船及び貨客船	48.91
10	842951800	フロントエンド型ショベルローダー(中古除く)	44.40
11	870899900	自動車の部分品及び付属品	42.49
12	840820000	車両の駆動に使用する種類のエンジン	40.62
13	722530510	高張力鋼板(引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る)	39.31
14	850760000	リチウム・イオン蓄電池	33.12
15	722530390	合金鋼のフラットロール製品(厚さが3ミリメートル未満のもの。合金工具鋼のもの)	30.18
16	820730900	プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具(作用する部分に焼結した金属炭化物又はサーメットを使用したものを除く)	28.85
17	401110000	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。)に使用するゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る)	27.70
18	845710200	横軸マシニングセンター	26.76
19	870422100	車両総重量が5トンを超え20トン以下の貨物自動車(ノックダウン)	24.68
20	841590000	エアコンディショナーの部分品	23.73
21	720839919	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	21.27
22	722530320	IF(非侵入型)鋼(炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る)	20.30
23	854511100	丸形の電極	19.64
24	722830900	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	18.40
25	940190000	腰掛けの部分品	18.37
26	847989900	機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)	18.14
27	870322920	シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下の乗用自動車その他の自動車	17.66
28	850239000	その他の発電機	17.37
29	401120000	バス又は貨物自動車に使用する種類のゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る)	16.88
30	844540000	糸巻機(よこ糸巻機を含む。)及びかせ機	16.88

出所:WTA(原典:財務省貿易統計)

*品名が細かくわかり難い場合は、HSコード4~6桁の品名を記載。

日本の対トルコ輸入額上位30品目(2012年)

(単位:100万ドル)

順位	HSコード	品名	輸入額
		合計(その他含む)	574.83
1	030487020	くろまぐろ	59.67
2	840999010	ロータリーエンジン、ディーゼルエンジン、セミディーゼルエンジンに使用する部分品	34.42
3	240220000	紙巻たばこ(たばこを含有するものに限る)	23.56
4	190219093	スパゲッティ	22.01
5	200290229	その他のトマトピューレ及びトマトペースト	15.19
6	281000000	ほう素の酸化物及びほう酸	12.21
7	620342200	綿製の男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)	12.10
8	870870090	自動車の車輪並びにその部分品及び附属品(トラクター用のもの以外)	11.99
9	252800090	その他の天然ほう酸塩及びその精鉱	10.95
10	420231200	外面が革製又はコンポジションレザー製のバッグ	9.32
11	240120000	たばこ(全部又は一部の骨を除いたものに限る)	8.81
12	620462200	綿製の女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く)	8.54
13	570190000	その他の紡織用繊維製のじゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	6.73
14	570110000	羊毛製又は織獣毛製のじゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	6.35
15	711319029	貴金属製(銀製以外)の身辺用細貨類及びその部分品	6.33
16	150910000	バージン油	6.22
17	610910012	その他の綿製のTシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る)	6.14
18	620520000	綿製の男子用のシャツ	5.54
19	570242200	その他の人造繊維材料製のじゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	5.27
20	611020019	その他の綿製のジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品	5.04
21	080222000	殻を除いたその他のナット	5.01
22	080620000	乾燥したぶどう	4.98
23	120740000	ごま	4.97
24	080420090	乾燥したいちじく	4.92
25	420310200	その他の衣類	4.84
26	420221210	外面が革製又はコンポジションレザー製のバッグ	4.66
27	200290219	その他のトマトピューレ及びトマトペースト	4.48
28	720241000	炭素の含有量が全重量の4%を超えるもの	4.24
29	940390010	金属製の家具の部分品	4.21
30	880330000	飛行機又はヘリコプターのその他の部分品	4.18

出所:WTA(原典:財務省貿易統計)

* 品名が細かくわかり難い場合は、HSコード4~6桁の品名を記載。

調査時点:2012年12月~2013年1月
 換算レート(2013年1月7日のインターバンクレート):(1米ドル=1.7779トルコリラ)
 トルコ(イスタンブール)

	米ドル	現地通貨:トルコリラ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)	1,155 ~ 1,938	2,053~3,446 出所:データ出所:トルコ雇用者連合(TISK) 月額はグロスで、雇用主負担の総額(基本給+社会保障+残業+賞与)。 平均は業種によって異なる。	
	2.エンジニア(中堅技術者)	2,812~3,656	5,000~6,500 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 数値に含まれるもの:基本給と社会保障(雇用者負担分)	
	3.中間管理職(課長クラス)	5,625~8,437	10,000~15,000 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 数値に含まれるもの:基本給と社会保障(雇用者負担分)	
	4-1.店舗スタッフ(アパレル)	1,687~2,812	3,000~5,000 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 数値に含まれるもの:基本給と社会保障(雇用者負担分)、ボーナス	
	4-2.店舗スタッフ(飲食)	1,687~2,812	3,000~5,000 出所:MY Executive Danismanlik A.S. 数値に含まれるもの:基本給と社会保障(雇用者負担分)	
	5.法定最低賃金	<2013年上半期> 16歳以上:550(月額、グロス) 435(月額、ネット) 16歳未満:472(月額、グロス) 379(月額、ネット) <2013年下半期> 16歳以上:575(月額、グロス) 452(月額、ネット) 16歳未満:494(月額、グロス) 394(月額、ネット)	<2013年上半期> 16歳以上:978,60(月額、グロス) 773,01(月額、ネット) 16歳未満:839,10(月額、グロス) 673,28(月額、ネット) <2013年下半期> 16歳以上:1,021,50(月額、グロス) 803,68(月額、ネット) 16歳未満:877,50(月額、グロス) 700,73((月額、ネット)	出所:労働・社会保障省 官報 No.28512 ,Law No.2012/1 2013年1月1日発効。 改定日:2012年12月29日 グロス 月額 (http://www.csgeb.gov.tr/csgebPortal/cgm.portal?page=asgari) (http://www.csgeb.gov.tr/csgebPortal/ShowProperty/WLP%20Repository/cgm/asgariucet/2013_ikinci_alti_ay)
	6.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)			出所:MY Executive Danismanlik A.S. 一般的な諸手当:食事手当、交通費、民間保険、月給2~4か月分のボーナス支給等 管理職:公用車、携帯電話、民間保険、月給2~4か月分のボーナス支給等
	7.社会保険負担率	事業主負担率:16.5% 従業員(本人)負担率:15% 事業主負担率の内訳: 失業保険:2% 社会保険:14.5% 従業員(本人)負担率の内訳: 失業保険:1% 社会保険:14%		出所:労働・社会保障省
8.名目賃金上昇率	2009年:8.7% 2010年:6.3% 2011年:15.8% 2012年:10.2%		出所:トルコ公共労働者連合(Turkiye Kamu-Sen)	
地価・事務所賃料等	9.工業団地(土地)購入価格(平方メートル当り)	300 ~ 600+税	533~1066+税 出所:TURYAP不動産 ①工業団地名:Gebze-Tuzla(イスタンブール・アジア側) ②税・諸経費の内訳:購入税、売却税ともに2%。不動産業者へのコミッションは売手2%+VAT18%、買手2%+VAT18%	
	10.工業団地借料(平方メートル当り)	2 ~ 4 +税	3.55~7.11+税 出所:TURYAP不動産 ①工業団地名:Gebze-Tuzla(イスタンブール・アジア側) ②税・諸経費の内訳:法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%。 個人、協会、基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20% 上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)	
	11.事務所賃料(平方メートル当り)	*19~21+税 **30 ~ 40 +税	*33.78~37.33+税 **53.33~71.11+税 出所:TURYAP不動産 ①地名:イスタンブール・ヨーロッパ側の*マスラク、**レヴェント地区。 ②税・諸経費の内訳:法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%。個人、協会、基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20% *上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)。	
	12.駐在員用住宅借上料	A)*900~1,828 **1,350~1,969 B)*3,000 ~ 3,500 **4,000~4,500	A)*1,600 ~ 3,250 **2,400 ~ 3,500 B)*5,333~6,222 **7,111~8,000 出所:TURYAP不動産 ①地区名:A)イスタンブール・ヨーロッパ側のエティレル、ウルス地区、B)アルケント(エティレル)、 ②住宅の種類:A:24時間警備・フィットネスセンター・テニスコート付きの高級住宅コンプレックス。B:同アルケント。 ③占有面積:A)100m2、B)165 m2 ④コミッション:賃借人が年間賃貸料の12%+VAT *家具なし、**家具付き。	

トルコ(イスタンブール)

	米ドル	現地通貨:トルコリラ	備考	
通信費	13.国際通話料金(日本向け3分)	3分間の通話料:0.24 携帯電話:1.15	3分間の通話料:TL0.432 携帯電話:TL2.046	出所:トルコ・テレコム 料金算定方法:VAT(18%)、特別通信税(15%)含む。 様々なオプション、パッケージがあり、現在は法人向け、個人向け共に同価格。
	14.インターネット接続料金(ブロードバンド)	初期設定料:20.2 月額基本料: 4GB(通信速度8Mbpsまで):16.9 6GB(通信速度8Mbpsまで):18.6 リミットなし(通信速度8Mbpsまで):35.4	初期設定料:36 月額基本料: 4GB(通信速度8Mbpsまで):30 6GB(通信速度8Mbpsまで):33 リミットなし(通信速度8Mbpsまで):63	出所:TTネット(ADSL回線) 料金算定方法:基本料金は付加価値税(18%)、OIV)特別通信税(5%)含む。
公共料金	15.業務用電気料金(kWhあたり)	月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.1022	月額基本料:なし 1kWh当たり料金:0.18164	出所:エネルギー市場規制機構(EPDK) 料金算定方法:別途VAT(18%)とmunicipal consumption tax(1%)、Energy fund(1%)、TRT Fund(2%)が課税。
	16.業務用水道料金(立方メートルあたり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:4.11	月額基本料:なし 1m3当たり料金:7.31	出所:イスタンブール水道局(ISKI) 料金算定方法:VAT8%含まず
	17.業務用ガス料金	月額基本料:なし 1m3当たり料金: *0.48 **0.43 ***0.52	月額基本料:なし 1m3当たり料金: *0.854858 **0.767850 ***0.915480	出所:イスタンブール・ガスCI=503 料金算定方法:VAT18%含まず ガスの種類:天然ガス *年300,000-800,000 m3を消費する顧客への販売価格 **年800,000m3以上消費する顧客への販売価格 *** 上記顧客以外への販売価格
輸送	18a.コンテナ輸送(40ftコンテナ) 対日輸出	816	1,450	出所:アルカス・ロジスティック 工場名(都市名):イスタンブール 最寄り港:イスタンブール(トルコ)、クンポート港 対日輸出:最寄り港(クンポート港)→横浜港 トルコ側の陸上輸送費は含まれるが、日本側の陸上輸送費は含まれない。VAT18%込む
	18b.コンテナ輸送(40ftコンテナ) 第3国輸出	1,491	2,650	出所:アルカス・ロジスティック 工場名(都市名):イスタンブール 最寄り港:イスタンブールのアンバルル港 第3国仕向け港:ニューヨーク(米国)のニューヨーク港 第3国輸出:最寄り港(アンバルル港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) トルコ側の陸上輸送費は含まれるが、米国側の陸上輸送費は含まれない。VAT18%込む
	18c.コンテナ輸送(40ftコンテナ) 対日輸入	1,884	3,350	出所:アルカス・ロジスティック 工場名(都市名):横浜 最寄り港:横浜港 対日輸入:横浜港→最寄り港イスタンブール(トルコ)のクンポート港 トルコ側の陸上輸送費は含まれるが、日本側の陸上輸送費は含まれない。VAT18%込む
為替	19.現地通貨対ドルレート(1ドル)	1米ドル = TL1.7779 (http://www.tcmb.gov.tr/)		
税制	20.法人所得税(%)	国税:20%		官報:2006年6月13日付26205号官報 法人税法 No.5520 数値に含まれるもの:キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子
	21.個人所得税(%)	35%(最高税率)		出所:財務省 2012年12月31日付官報No.28514号
	22.付加価値税(%)	18%(VAT)(標準税率)		出所:財務省歳入局 2007年12月30日付官報:26742、発効:2007年12月31日
	23.日本への利子送金課税(%)	金融機関を通じての送金:10% その他:15%		出所:財務省歳入局 2007年12月30日付官報:26742、発効:2007年12月31日
	24.日本への配当送金課税(%)	資本比率が25%以上:10% 資本比率が25%以下:15%		出所:財務省歳入局 日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年3月、1994年11月付官報NO.22110、発効1994年12月) 第10条第2項
	25.日本へのロイヤルティ送金課税(%)	10%		日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年3月、1994年11月付官報NO.22110、発効:1994年12月) 第12条第2項

調査時点:2012年7月30日

換算レート(2012年7月2日のインターバンクレート):(1米ドル=226.999フォロント 1ユーロ=285.655フォロント)

ハンガリー(ブダペスト)

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フォロント	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	820 ~ 1,117	651 ~ 888	186,036 ~ 253,537	出所:日系企業4社からの聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。 最少額(186,036フォロント)はヒアリングした4社の一般工職の最も安い金額の平均値、最大額(253,537フォロント)は最も高い金額の平均値。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,477 ~ 2,345	1,174 ~ 1,864	335,303 ~ 532,331	出所:日系企業4社からの聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。 最少額(335,303フォロント)はヒアリングした4社のエンジニアの最も安い金額の平均値、最大額(532,331フォロント)は最も高い金額の平均値。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,447 ~ 4,498	2,740 ~ 3,575	782,576 ~ 1,021,146	出所:日系企業4社からの聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。 最少額(782,576フォロント)はヒアリングした4社の中間管理職の最も安い金額の平均値、最大額(1,021,146フォロント)は最も高い金額の平均値。
	4.営業職(月額)	1,322	1,051	300,167	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査2011/2012(2011年9月) 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与含む。諸手当ては含まず。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	556	442	126,138	出所:ハンガリー統計局 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均グロス賃金(基本給、社会保障雇用主負担分、賞与など含む)。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	452	359	102,608	出所:ハンガリー統計局 宿泊施設、飲食業のマニュアルワーカーの平均賃金(基本給、社会保障雇用主負担分、賞与など含む)。
	6.法定最低賃金	410	326	93,000	出所:政令298/2011 改定日:2012年1月1日 高校卒業資格者以上は月額10万8,000フォロント。
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	グロス賃金(月額)の約1~2カ月相当分			出所:地場系会計事務所 社用車や温かい食事券が支給されるケースもある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:27% 被雇用者負担率:18.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:2% 年金:24% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.0% 年金:10.0%			出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査2011/2012 社会保障(雇用主負担分)として扱われるものは左記の通りだが、雇用主には、職業訓練基金拠出金1.5%も課される。
9.名目賃金上昇率(2009年→2010年→2011年)	2009年:0.6% 2010年:1.3% 2011年:5.2%			出所:ハンガリー統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	42	33	9,427	出所:ハンガリー投資貿易庁(HITA) 工業団地名:タタバーニャインダストリアルパーク(ブダペスト西方)
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	5.03	4.00	1,143	出所:ハンガリー投資貿易庁(HITA) 工業団地名:中央トランスダニューブ地方(ブダペスト西方)
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	23~24	18~19	5,142~5,428	出所:現地不動産事業者 地区名:ECEシティセンター(ブダペスト) 管理費別1,651フォロント/m2/月。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,888	1,500	428,483	出所:現地不動産事業者 地区名:ブダペスト12区 住宅の種類:アパート1階(家具、駐車場付き) 占有面積:120m2 共益費、水道光熱費別 VAT非課税。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	2.23	1.77	506	出所:ティーホーム(www.t-home.hu) 料金算定方法:168.64フォロント/分 通話料は契約形態により異なる。
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	31	25	7,000	出所:ティーホーム(www.t-home.hu) 料金算定方法:「コネクD5」プラン(下り最大5Mbps、1年間契約)

ハンガリー(ブダペスト)

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:0.89 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:0.71 1kWh当たり料金: 0.18	月額基本料:203 1kWh当たり料金: 50	出所:エルム電力 電力自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用の料金は非公開。左記は唯一公開されている小規模事業者(小売店舗等)の場合 地域、時間帯、契約により金額は大きく異なる。 月額基本料と月額接続料は定額
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:0.89 1kWh当たり料金: (a)0.21 (b)0.22 (c)0.25	月額基本料:0.71 1kWh当たり料金: (a)0.17 (b)0.18 (c)0.20	月額基本料:203 1kWh当たり料金: (a)48 (b)50 (c)56	出所:エルム電力 (a)使用量110kWh以下/月 (b)使用量110kWh超/月(オフピーク時) (c)使用量110kWh超/月(ピーク時) オフピーク時:冬季は22:00~6:00、夏季は23:00~7:00 ピーク時:オフピーク時以外の時間
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (a)6.94 (b)23 (c)41 1m3当たり料金:1.11	月額基本料: (a)5.51 (b)18 (c)33 1m3当たり料金: 0.89	月額基本料: (a)1,575 (b)5,753 (c)9,385 1m3当たり料金: 253	出所:首都水道局 (a)使用量7.5m ³ 以下/日 (b)使用量7.5超~15m ³ 以下/日 (c)使用量15m ³ 超/日
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金:n.a.	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金:n.a.	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金: n.a.	出所:ブダペストガス ガス自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業務用料金は非公開。 参考:一般用ガス料金、月額基本料金1,303フォリント、1m ³ 当たり料金135フォリント
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,690 (2)2,190 (3)3,100	(1)2,138 (2)1,740 (3)2,464	(1)610,627 (2)497,128 (3)703,697	出所:ユーラシアロジスティックス 工場立地:ブダペスト 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:香港港 (1)対日輸出:工場立地(ブダペスト)→ハンブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ブダペスト)→ハンブルク港→香港港 (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(ブダペスト) 港湾手数料含まず。
為替	21.為替レート	1米ドル=226.999フォリント、1ユーロ=285.655フォリント (2012年7月2日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	10, 19			出所:ハンガリー投資貿易庁 国税:課税標準額5億フォリントまで10%、5億フォリントを超えた分は19% 地方税は以下の通り 地方事業税:最大2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m ² 当たり最大1,658フォリント/年もしくは建物市場価格の最大3.6% 土地保有税:1m ² 当たり最大301フォリント/年もしくは土地市場価格の最大3% 建物税及び土地保有税率改定日:2012年1月1日
	23.個人所得税 (最高税率%)	16			出所:ハンガリー投資貿易庁 個人所得税法(123/2010、1995/CXVII号) 年収242万4,000フォリントを超える部分には、社会保障の雇用者負担分(27%)にも個人所得税がかかるが、2013年より撤廃される予定 改定日:2012年1月1日(242万4,000フォリント以下について、課税標準から社会保障の雇用者負担分が外された)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	27			出所:ハンガリー投資貿易庁 付加価値税法(2010/CXXIII号) 軽減税率:あり 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書など:5% 改定日:2012年1月1日
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約第10条
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10			出所:日本との租税条約第12条 工業的使用料:10% 文化的使用料:0%(免除)

調査時点:2012年12月～2013年1月

換算レート(2013年1月7日のインターバンクレート):(1米ドル=30.454バーツ)

タイ(バンコク)

	米ドル	現地通貨:バーツ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)	345(月額)	10,569(月額)	出所:在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012年度調査)、2012年10～11月ジェトロ実施 米ドルへの換算は2012年10月の平均レートを適用 正規雇用、基本給。実務経験3年程度の作業員の場合。 年間負担総額:6,704米ドル(205,657バーツ)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)
	2.エンジニア(中堅技術者)	698(月額)	21,397(月額)	出所:同上 米ドルへの換算は2012年10月の平均レートを適用 正規雇用、基本給。専門学校/大卒以上かつ実務経験5年程度のエンジニアの場合。 年間負担総額:12,520米ドル(384,075バーツ)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)
	3.中間管理職(課長クラス)	1,574(月額)	48,287(月額)	出所:同上 米ドルへの換算は2012年10月の平均レートを適用 正規雇用、基本給。大卒以上かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合。 年間負担総額:27,204米ドル(834,511バーツ)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)
	4.非製造業のスタッフ(一般職)	664(月額)	20,376(月額)	出所:同上 米ドルへの換算は2012年10月の平均レートを適用 正規雇用、基本給。実務経験3年程度の一般職の場合。 年間負担総額:13,464米ドル(413,023バーツ)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)
	5.非製造業のマネージャー(課長クラス)	1,602(月額)	49,143(月額)	出所:同上 米ドルへの換算は2012年10月の平均レートを適用 正規雇用、基本給。大卒以上、かつ実務経験10年程度のマネージャーの場合。 年間負担総額:28,448米ドル(872,668バーツ)(基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む)
	6.店舗スタッフ(アパレル)	283(月額)	8,614(月額)	出所:国家統計局「労働力調査」 注:卸・小売・修理業の月額平均賃金(賞与、残業含まず) 2011年平均金額
	7.店舗スタッフ(飲食)	242(月額)	7,384(月額)	出所:同上 注:ホテル・レストランの月額平均賃金(賞与、残業含まず) 2011年平均金額
	8.法定最低賃金	9.85(日額)	300(日額)	改定日:2013年1月1日 2013年1月1日から全国(77都県)において同一最低賃金になった。
	9.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	基本給与との3.06カ月分	左記参照	出所:2012年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012年10～11月、ジェトロ実施) 上記1～6の各職種の賞与(基本給に対する月数)平均
	10.社会保険負担率	雇用者負担率:5% 被雇用者負担率:5% 政府:2.75%		出所:社会保障法 「傷病」「出産」「障害」「死亡」「老齢年金」「子女扶養」「失業」の7種の給付項目 被保険者は従業員数1人以上を使用する民間企業の15歳以上60歳未満の従業員で家事労働者等は含まれない
	11.名目賃金上昇率	2009年:▲2.45% 2010年:6.53% 2011年:7.18%		出所:国家統計局「労働力調査」
賃金以外の費用	12.工業団地(土地)購入価格(平方メートル当たり)	144/m ²	4,375/m ²	出所:ヒアリングに基づく アマタナコン工業団地 一般工業区 価格は応相談可
	13.工業団地借料(平方メートル当たり)	6.90～7.22/m ² (月額)	210～220/m ² (月額)	出所:ヒアリングに基づく アマタナコン工業団地 一般工業区、工場賃貸料(床面積当たり) 価格は応相談可
	14.事務所賃料(平方メートル当たり)	21/m ² (月額)	630/m ² (月額)	出所:スターツタイランド ビル・施設の名称:エンパイアタワー、ユナイテッドセンタービル 立地:両ビル共にバンコク都サトーン地区 税・諸経費含まず
	15.市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料	(1)33～99/m ² (月額) (2)82～99/m ² (月額)	(1)1,000～3,000/m ² (月額) (2)2,500～3,000/m ² (月額)	(1)市内中心部ラーマ1世通「セントラルワールド」 (2)市内シロム通「シロムコンプレックス」 税・諸経費含まず
	16.駐在員用住宅借上料	(1)1,806 (2)2,791 (月額)	(1)55,000 (2)85,000 (月額)	出所:不動産会社(コブキ)HP 地区名:スクンビット (1)サービスアパート(メイドサービス付)、97m ² (2)アパート、160m ² 税・諸経費含まず 不動産会社への仲介料はかからない 電気・水道代の単価は物件によって異なる 法人契約は物件側の税務処理が煩雑なため限られる 清掃やベッドメイキングなどのサービスが付帯したサービスアパートも多数 建築ラッシュで物件数が多く、地区、大通りまでの距離、広さ、築年数などに 応じ金額は様々

タイ(バンコク)

	米ドル	現地通貨: バーツ	備考
公共料金	17. 業務用電気料金(kWh当たり)	月額基本料: 10 1kWh当たり料金: 0.15	月額基本料: 312 1kWh当たり料金: 4.58 出所: 首都電力公団 12-24kV、ピーク時(月～金: 9時～22時)
	18. 一般用電気料金(kWh当たり)	月額基本料: 1.25 1kWh当たり料金: 0.09～0.13	月額基本料: 38 1kWh当たり料金: 1～150kWh: 2.76 151～400kWh: 3.74 401kWh～: 3.94 出所: 同上 月150kWh以上使用の場合
	19. 業務用水道料金(立方メートル当たり)	月額基本料: 2.96 1m3当たり料金: 0.31～0.53	月額基本料: 90 1m3当たり料金: 9.5～16 出所: 首都水道公団 使用量の水準に応じ単価設定
	20. 一般用水道料金(立方メートル当たり)	月額基本料: 1.48 1m3当たり料金: 0.28～0.46	月額基本料: 45 1m3当たり料金: 8.5～14 同上
	21. 業務用ガス料金	0.99/kg	30/kg 出所: エネルギー省 ガスの種類: LPG
	22. 一般用ガス料金	0.59/kg	18/kg 出所: エネルギー省 ガスの種類: LPG
輸送	23. コンテナ輸送(40ftコンテナ) 対日輸出	1,162	35,381 出所: ヒアリングに基づく 工場名(都市名): バンコク 最寄り港: レムチャバン港 対日輸出: バンコク: 最寄り港(レムチャバン港)→横浜港 算定方法: 陸上輸送含む
	24. コンテナ輸送(40ftコンテナ) 第3国輸出	3,863	117,632 出所: ヒアリングに基づく 工場名(都市名): バンコク 最寄り港: レムチャバン港 第3国輸出: バンコク: 最寄り港(レムチャバン港)→第3国仕向け港(ロサンゼルス港) 算定方法: 陸上輸送含む
	25. コンテナ輸送(40ftコンテナ) 対日輸入	1,322	40,254 出所: ヒアリングに基づく 工場名(都市名): バンコク 最寄り港: レムチャバン港 対日輸入: 横浜港→最寄り港(レムチャバン港): バンコク 算定方法: 陸上輸送含む
	26. レギュラーガソリン価格(1リットル)	1.44	44 出所: エネルギー省 ガソリンの種類: ULG91 バンコク地区小売価格
	27. 軽油価格(1リットル)	0.99	30 出所: エネルギー省 バンコク地区小売価格
税制	28. 法人所得税(%)	20%	
	29. 個人所得税(%)	35% (最高税率)	0～35%の8段階累進課税
	30. 付加価値税(%)	7% (VAT)(標準税率)	物品・サービス税
	31. 日本への利子送金課税(%)	15% (最高税率)	日タイ租税条約第11条
	32. 日本への配当送金課税(%)	10% (最高税率)	日タイ租税条約第10条
	33. 日本へのロイヤルティ送金課税(%)	15% (最高税率)	日タイ租税条約第12条
教育	34. 日本人学校(補習校)への通学経費	月額授業料: 213 その他費用: PTA会費2(月額)、 泰日協会賛助会費7(年額に換 算)、施設利用料2,299(小学校・ 中学校一貫で1回) 入学金: 1,149	月額授業料: 6,500 その他費用: PTA会費60(月 額)、泰日協会賛助会費200(年 額に換算)、施設利用料70,000 (小学校・中学校一貫で1回) 入学金: 35,000 出所: 泰日協会学校(バンコク日本人学校) 学校名: 泰日協会学校(バンコク日本人学校) 所在地: バンコク ホワイクワン区バンカピ
	35. インターナショナルスクールへの通学経費	月額授業料: 588(年額7,060) その他費用: デポジット(返還さ れる)985、設備整備費4,925を1 回支払う(返還される)か、657を 毎年支払う(返還なし) 入学金: 3,940	月額授業料: 17,917(年額 215,000) その他費用: デポジット(返還さ れる)30,000、設備整備費 150,000を1回支払う(返還され る)か、20,000を毎年支払う(返 還なし) 入学金: 120,000 出所: The American School of Bangkok 学校名: The American School of Bangkok 所在地: バンコク